

未紹介の近世節用集の二、三について

——近世節用集目録の作成をめざして——

高梨信博

【キーワード】 節用集・近世節用集

はじめに

近世節用集研究のための基礎的な作業の一つとして、近世節用集の種類とその伝本の所在とを確認しうる総合的な目録の整備ということがあげられる。

『龜田次郎旧蔵書目録』（国立国会図書館蔵書目録 別冊第一、一九六〇年刊）は、近世節用集のみの目録というわけではないが、そのうちの近世節用集の部分は、その収集の豊富さにおいて、一つの近世節用集目録をなしているといってもよいものであった。この龜田文庫所蔵の近世節用集とみずからの蔵本とによって山田忠雄氏が作成された『脚節用集分類目録』（一九六一年刊）は、網羅性の高い、単独の近世節用集目録としては最初のものであり、その分類のたてかたという点などを含めて、その後長く、近世節用集研究の基礎資料として重んじられてきた。

一九六三年から一九七二年にかけて刊行された『国書総目録』（ハ節用集Ⅴの項を含む第五巻は一九六七年刊）のハ節用集Ⅴの項には、前記の龜田文庫や山田忠雄氏の収書を中心に、その時点で蔵書目録が整えられていたかぎりではあったが、全国各地の図書館等に所蔵されている近世節用集が広く収められ、そこから知りうる近世節用集の種類もきわめて網羅性の高いものとなった。一九九〇年には『国書総目録』の続編として『古典籍総合目録』が刊行され、近世節用集の伝本として、より多くのものを容易に確認しうるようになった。

この『国書総目録』と『古典籍総合目録』、特に前者が近世節用集の研究にもたらした便宜はまことに大きかったが、『古典籍総合目録』による増補を加えても、それで近世節用集がつかわれているわけではないことは言うまでもない。所蔵者の公私をとわず、また現在に残された伝本の有無をもとわず、さらに広く近世節用集の種類とその伝本についての記録を蓄積してい

かなくてはならない。佐藤貴裕氏の「近世節用集書名変遷考」資料篇・付言⁽¹⁾は、この論文の限りでは、近世節用集目録を直すことを直接に意図したものではないが、いくつかの個人による収集もとりあげられ、『国書総目録』や『古典籍総合目録』をこえた近世節用集の広がりを示すものとなっている。

本稿は、筆者が近世節用集目録の整備をめざしておこなってきた調査の概要をしるし、あわせて、その過程でえられた近世節用集の種類と伝本とに関する二、三の知見を述べるものである。目録そのものは別のかたちで公表したいと考えており、ここでは、そのことを直接の目的とはしていない。

標題中にもちいた「未紹介」という語についてもおことわりしておかなくてはならない。厳密に言えば、これは、先行の目録や論文等のなかで紹介、言及されることの比較的すくなかったもの、という程度の意味である。ここにとりあげる何点かの近世節用集を「未紹介」というようなことばで呼ぶことに対しては、笑止なこととさえ思われるかたもあるかもしれないが、すくなくとも筆者自身にとって、それまでに持ちえていた知識の範囲をながしにかこえるものとしてあらわれた近世節用集であったということも言いそえたうえで、この標題への御了解を願いたいと思う。

「国書総目録」「古典籍総合目録」からみた近世節用集
右に述べたところからも知られるように、近世節用集目録の整備は、共通の基盤としての『国書総目録』（一九九〇年には『古典籍総合目録』がこれに加わる）の内容にあらたな知識を追加していくという形で進められてきたと言える。筆者による調査について述べる前に、ここで『国書総目録』と『古典籍総合目録』から知ることのできる近世節用集の種類とその伝本について簡単にふれておきたい。

『国書総目録』では、節用集は、古本節用集と近世節用集とをあわせて、「節用集」という項目にまとめられ、そのなかで個々の節用集が書名の五十音順に配列されている。矢印によって別書名を参照させている項目と、古本節用集の項目とを除くと、『国書総目録』の「節用集」の項にあげられている近世節用集は三百二十七項目である。このなかには、実際に伝本の所在が示されている項目と、その書名が示された近世の書籍目録名をひくのみで伝本の所在が示されていない項目とがあり、後者は八十三項目にのぼる。したがって『国書総目録』の「節用集」の項に、伝本が存在する、または存在したものとあけられている近世節用集は二百四十四点となる。

『国書総目録』の記事が正確であれば、この二百四十四という数が、われわれが近世節用集目録の整備のための出発点において『国書総目録』から引きつぐことのできる、伝本の存在のたしかな近世節用集の種類となるはずであるが、『国書総目録』

の記載内容にはいくつかの問題点があり、この数値にも修正が必要である。

問題点の一つは、『国書総目録』にあげられた近世節用集の書名と実体との対応にずれのある点があることである。これは、多くは『国書総目録』が資料とした各種の蔵書目録に問題が含まれていたものである。書名が内題によって正確にとられず、内題を略称したり、外題や柱題によって書名としたりしているものがあり、さらには後人がかりに与えた書名をそのままもちていることもある。たとえば、国立国会図書館所蔵とされている『大節用集宝珠大成』は内題『男節用集如意宝珠大成』であり、刈谷図書館所蔵の『増字節用集大成』は内題『頭書増字節用集大成』^{西点}、無窮会図書館所蔵の『増補節用集大成』は内題『真草二行節用集』である。すべてについて確認できているわけではないが、『国書総目録』の八節用集Vの項に伝本ありとしてあげられている二百四十四点のうち、このような、内題を正しく示していないのではないかと疑われるものが、すくなくみにて約三十点ある。

一方、『国書総目録』では、節用集は古本節用集・近世節用集とも八節用集Vの項目にまとめられているはずであるが、実際には、八節用集Vの項には集められず、個々の書名の五十音順で配列されているものがある。それらは、全体で十にもみない少数ではあるが、天理図書館所蔵で、『真草二行節用集』(寛文二年刊)を写したとみられる『懐中節用集』や、東北大学附属図書館所蔵で、『合類節用集』(延宝八年刊)を写

したとみられる『大増宝節用集』など、近世における節用集の書写による流布と利用という問題を考えるうえで重要なものが含まれている。

右に例示しような、『国書総目録』における節用集のあつかいの問題点を考慮すれば、『国書総目録』から知りうる近世節用集の種類は、近世の書籍目録等によって書名のみを知ることができるものを除いて、約二百二十点ほどとなるであろう。

ここで『古典籍総合目録』に目を転じて、『国書総目録』には書名があげられておらず、『古典籍総合目録』であらたに加わった近世節用集がどれくらいあったかをみよ。『古典籍総合目録』の凡例中に、八『補訂版国書総目録』に未収載のものは項目名の上に■印を付した。Vとある。『古典籍総合目録』では『国書総目録』とことなり、節用集は個々の書名によって五十音順に配列されており、八節用集Vの項に一括してあげるという示しかたはとられていない。このため、■印のついた近世節用集をひろいあげるには全巻を通覧する以外にはなく、見落としをおそれるが、筆者の調査では、■印のつけられた近世節用集は十九点であった。『古典籍総合目録』の記事が正確であれば、この十九点があらたに近世節用集目録に加わるべきものとなるが、実際にはいくつかの問題点が含まれており、未調査のもの六点を除き、現時点で『国書総目録』未掲載のあらたな近世節用集であることが確認できているのは、このうち七点のみである。したがって、『国書総目録』と『古典籍総合目録』をあわせて、近世節用集として、伝本が存在する、あるいは存

在したとみなしうるものは、約二百三十点となるであろう。⁵⁾

近世節用集目録拡充の方法と資料

『国書総目録』と『古典籍総合目録』によって一応の基礎ができていと言つてよい近世節用集目録をさらに充実したものにしていくなためには、全国各地の図書館や個人の所蔵する近世節用集のうち、『国書総目録』と『古典籍総合目録』に未収録のものを広く求め、それらを目録に追加していくという方法が中心となる。これは、『国書総目録』と『古典籍総合目録』の編集の方法をそのまま延長したものといえる。冊子体の蔵書目録が作られている図書館であれば、それによって近世節用集の所蔵の有無を確認することができるが、蔵書カード、またはそれ以前の段階にとどまっているばあいは、現地におもむいたうえで、その蔵書カード等によって近世節用集の有無を調べるといったことも必要になってくる。このような蔵書目録や蔵書カードによる調査が、そのさきにおいて伝本そのものの調査につらなるべきものであることは言うまでもない。『国書総目録』と『古典籍総合目録』に収録すみのものを除き、また個人による収集を別として、近世節用集のまとまった蔵書を持つ図書館としては、国立国語研究所・成城大学附属図書館・東京大学文学部国語研究室・ノートルダム清心女子大学附属図書館などがあるが、このほかにも近世節用集の収集を持つ図書館はあるであろう。

蔵書目録や蔵書カードによる調査、そしてそのさきにある伝本そのものの確認というこの方法が近世節用集目録の拡充のためのもっとも基本的な方法となるが、そのほかにもいくつかの方法が考えられる。筆者自身についていえば、つぎにあげる二つが中心をなすものであった。

その一つは、古書店の目録による調査である。古書店等に足をはこぶことを含め、自身において近世節用集の入手につとめ、目録の充実をはかるということもあるが、古書店の目録による調査には、それとはことなる意味がある。それは、購入できず、いずれかにいわば消え去ってしまったばあいに、ある伝本が存在したことを示す記録として残されたものになるということである。⁶⁾古書店の目録にあらわれる近世節用集の多くは、『国書総目録』や『古典籍総合目録』にも伝本があげられているものであるが、これらの目録にまったく書名のしるされていない近世節用集が出現することがあり、また、書名は知られていたものであつても、版種などの点で従来の知見になんらかの追加や変更を生じさせる伝本があらわれることもある。筆者自身の経験でいえば、つぎの四点は古書店の目録によってはじめて伝本の存在を知りえたものであった。

増補 国宝節用新增大全 文化七(一八一〇) (『木内書
店古書目録』一九八七年二月)

頭書節用集大全 宝永二(一七〇五) (『木内書店古書
目録』一九九〇年二月)

万海節用字福藏 文化九(一八一二) (『福地書店目録』

一九九四年七月)

万海節用富貴藏 享保七(一七三二) (『思文閣』古書目資料)

録一九九七年二月)

また、つぎのものは、貞享二年(一六八五)版が最古であった『頭書増補節用集大全二行』の伝本として天和四年(一六八四)版が存在することを示したものであった。

頭書増補節用集大全 次原彦兵衛 竹原五郎兵衛 開板 天和四 (『福地書店目録』一九九一年七月)

近世節用集目録の拡充のためのもう一つの方法は、過去の記録のなかから近世節用集をひろいあげるものである。さきに、『國書総目録』の八節用集Vの項に近世の書籍目録等によって書名のみあげられているものが八十三点含まれていることを指摘したが、これは過去の記録から近世節用集をひろいあげたものである。筆者自身の調査としては、近世の版本の末尾等に加えられた書肆ごとの蔵版目録を資料とするものと、近世の本屋仲間(書林仲間)等の出版に関する記録を資料とするものとの二つがおもなものであった。

図書館等の蔵書目録や古書店等の販売目録にあげられた近世節用集は、個々の伝本の存在を前提とし、これに対応するが、過去の記録からひろいあげられる近世節用集は、現存の個々の伝本に対応するわけではなく、そのような書名の近世節用集が実際に出版にいったのかさえ、不確かなこともある。また、実際に出版されていると思われるばあいでも、過去の記録に残

された書名のさしている近世節用集が現存のどれにあたるのか、その判断は慎重でなければならぬ。書名に小異があっても現存のある近世節用集と同じものをさしている可能性が高いと考えられることがある一方で、書名が一致、または近似していても別の近世節用集をさしているということもありうる。個々の伝本との対応を確認することのできない書名を近世節用集の目録に含めることには疑問もあるかもしれないが、こうした点に十分、留意したうえで、これらをとりあげておきたいと思う。

近世の版本にそえられた蔵版目録に含まれている近世節用集については、さきに拙稿にまとめた。そこでとりあげられた近世節用集の種類は、およそ百六十点ほどと考えられるが、そのうち約四十点は『國書総目録』と『古典籍総合目録』にその書名のみえないものである。これらの約四十点の書名のなかには、『國書総目録』と『古典籍総合目録』にあげられている近世節用集の別称にすぎないものが含まれている可能性もあるが、すべてがそうであるとは考えにくい。とすれば、それらは、今後、伝本が出現する可能性のある近世節用集を示すものといえるであろう。つぎの二点は、筆者が前記の調査によって書名を知り、そのちに伝本が存在することを知りえたものであった。

新撰部分節用集 宝曆九(一七五九)

万海節用字福藏 (12) 文化九(一八一二)

一方、江戸時代の本屋仲間による記録は、京都・大阪・江戸の三都のそれぞれについて残されている。このうち、大阪については、記録がもっともよくまとまって伝えられているが、京

都と江戸については、一部分しか知られていない。⁽¹⁸⁾

これらの本屋仲間による記録は、近世節用集としてどのようなものがあったかを知るための資料であるにとどまらない。本屋仲間の記録中に近世節用集の書名がしるされるばあい、そのまま出版に至ったと考えられるものがある一方で、先行書との内容や形式の類似を言いたてられ、結局は出版に至らずにしまうといった、その経緯をしるすなかでその書名があらわれているということがある。後者のばあいには、その書名をもった伝本が存在しないのは当然のこととなるが、そうした、実在はしないが意図された近世節用集についても知りうるという点で、本屋仲間の記録は貴重であり、こうした、ときには軋轢を生じながら進められていく近世節用集の出版の過程を知ろうとすれば、きわめて重要なものといえよう。

三都の本屋仲間の記録にあらわれる近世節用集は略称によって呼ばれることも多く、種類としていくつとかがえらるべきか、概数として示すのにも不安があるが、あえておよそのめやすとしていえば、京都の本屋仲間の記録に約七十点、大阪の本屋仲間の記録に約二百点、江戸の本屋仲間の記録に約七十点ほどであろう。

二、三の伝本について

以下、筆者の調査のおよんだ範囲から二、三の近世節用集の伝本をとりあげて、簡単に紹介する。なお、ここでは、「国書

総目録」と「古典籍総合目録」に立項されているものは除き、また、現在、筆者が所蔵しているものに限ることとする。

① 万通節用福寿海（図版1参照）

美濃版、一冊。延享四年（一七四七）刊。題金はなく、柱題は△節用▽。紙数は、付録七丁、本文九十二丁（九十二丁目は表四行目まで、以下、付録）、付録三丁。

刊記によれば、出版は△延享四卯年三月吉日▽である。書肆は△京都書林▽として五名が連記されている。△唐本屋宇兵衛・金屋治助・芳野屋八郎兵衛・円屋清兵衛▽ともう一名であるが、最後の一名は、破損のため、一字目が△野▽と推定されるほかは不明である。

ゐ・お・ゑ部がそれぞれ、い・を・え部と別に立てられており、筆者の分類では四十七部非増補系とよぶものに含まれる。

『字海節用大林綱目』、『大増字宝節用連玉^訓考^正』、『豊栄節用世宝蔵』などの六行九十二枚本と行取り、字詰めとも一致するが、付録の内容には違いがあり、また頭書に図が含まれている点なども右の三本とことなる。

② 増加節用万合宝鑑^{二行}（図版2参照）

美濃版、一冊。刊年未詳。題金はなく、柱題は△節用▽。紙数は、付録十五丁、本文六十二丁（六十二丁目は表一行目まで、以下、付録）、付録五丁。

刊記には△浪華書林 心齋橋順慶町 柏原与市蔵板▽とあり、

刊年はしるされていない。付録中のハ中興武將伝Vの最後が、ハ吉宗公 御武運長久Vとなっており、徳川吉宗の將軍在位中、すなわち享保元年（一七一六）から延享二年（一七四五）のあいだの出版であることが知られる。

本書は、ゐ・お・ゑ部をそれぞれ、い・を・え部にまとめて四十四部としたものであり、そのなかでも、い部乾坤門の最後の項目がハ育黄島（いわうがしま）Vとなるグループに属し、『頭書増補大成節用集二行』（元禄十一年・一六九八刊）などで行取り、字詰めとも一致する。本文巻頭の書名の部分は埋木による改刻とみられるが、もとの書名が何であったものかは確認できていない。

③ 増字 改正早引節用集（図版3参照）
百倍

横本（美濃紙三切り）、一冊。刊年未詳。題余はほとんど残っていないが、わずかに残されている部分に、ハ引節用Vの一部かと思われる文字がある。柱題はない。紙数は、凡例一丁、本文百十一丁、付録一丁。

見返しにはハ改正早引節用Vと書名がしるされ、ハ東都書肆錦耕堂蔵版 静湖微書Vとある。刊記には、京都一名（出雲寺文次郎）、大阪二名（河内屋茂兵衛・綿屋喜兵衛）、江戸十四名（出雲寺万次郎・山口屋藤兵衛）の書肆が連記されているが、刊年はしるされていない。見返し中のハ錦耕堂Vは、刊記に連記された書肆のうち、最後にあげられている山口屋藤兵衛である。

本書は、書名のとおり、早引節用集の一本であるが、天保七年（一八三六）刊の『増字 百倍 懐宝節用集』と行取り、字詰めとも一致する。本書の刊年が不明であるため、両者の先後関係はにわかには決しがたい。ただ、本書の内題のうち、角書きを除いた改正早引節用Vの部分は墨色が他とことになっており、改刻したものであるように見える。また、『増字 百倍 懐宝節用集』は、『大坂本屋仲間記録』のなかにハ尾州版懐宝節用集Vとしてあげられているものではないかと思われるが、もしそうであるとすれば、両者の関係を考えるにあたっては、類版の問題を考慮に入れておく必要がある。

④ 増補 早字節用集（図版4参照）
増補

中本、一冊。刊年未詳。題余にはハ改正 早字節用集Vとあり、角書きのハ改正Vとハ増補Vが内題と逆になっている。柱題はない。紙数は、序・凡例二丁、本文百十丁。このあとに、ハ尾張名古屋東壁堂蔵版略目録Vと題した蔵版目録十一丁が加えられている。

見返しにはハ大増補新板懐宝 早字節用集Vと書名がしるされ、ハ板元Vとしてハ尾張名古屋本町通七丁目 永楽屋東四郎Vの名がしるされている。

ハ増補 早字節用集Vという書名の近世節用集は『国書総目録』にはあげられていないが、『古典籍総合目録』では阪急学園池田文庫所蔵の一本があげられている。これが本書と同じものであるとすれば、『国書総目録』と『古典籍総合目録』に立項さ

れているものを除くこととした本稿の対象外ということになるが、池田文庫蔵本については、筆者自身、未確認でもあり、ここにとりあげておくこととする。

本書の特色の一つは、その項目検査法にある。すなわち、頭字のいろは分け(部)と意味による分類(門)をおこなう点は古本節用集以来の部門引きであるが、同じ門に含まれる項目をさらに仮名見出しの字数によって分類、配列している。仮名見出しの字数ごとにその表示をたてるということとはしていないが、これは本文からあきらかである。

早引節用集の本来の項目検査法は、頭字のいろは分けのつぎに、仮名見出しの字数によってめざす項目をもとめるものであった。同じ仮名見出しの字数の項目群のなかには意味によるまとまりが残され、のちにはその意味によるまとまりを意味分類(門)として明示した早引節用集もあらわれるが、分類基準の適用順として、意味による分類のあとに仮名見出しの字数による分類を適用するという近世節用集は、管見の範囲では他に例を知らない。

部分けは、ゐ・お・え部をそれぞれ、い・を・ゑ部にあわせた四十四部、門分けは、八乾坤・時候・神祇・官位・人倫・名字・衣食・支体・気形・草木・器財・数量・言語の十三門である。

なお、八早字節用集Vの名は、近世の版本に付された蔵版目録中にもみえ、また『大坂本屋仲間記録』のなかにも八尾州永楽蔵板早字節用Vとみえている。

注(1) 「岐阜大学教育学部研究報告 人文科学」44・2

(一九九六・三)。

(2) 伝本が存在したものとしてあげられている近世節用集とは、たとえば「いろは節用集」が八旧蓬左Vとしてあげられているようなものをいう。

(3) ここにあげたもの以外にも問題点があるが、本稿では省略する。

(4) 具体的にはつぎの七点である。

錦字節用無窮成

五車抜錦

享保新撰 珠玉節用万代宝匣

享保新撰 統字大全

増統字海節用大湊訓点

大増字宝節用連玉訓声

万花節用字林大成益 新永代

無尽蔵 万福節用大乗大尽

(5) 注(1)の佐藤氏のリストにあげられている近世節用集の種類は、多めにみて約二百七十点、すくなくにみれば約二百五十点ほどであろう。参考までにしておく。

(6) こうした目録の記載の正確さについて、保留を要する部分があることはいうまでもない。

(7) 注(1)の佐藤氏のリストに、米谷隆史氏所蔵として『國宝節用集』(文化七)があげられている。なお、注(10)にあげた拙稿のなかでも、近世の版本にそえ

られた蔵版目録中にみられる近世節用集として『国宝節用新增大全』があげられている。

(8) この書名は、内容を正確に伝えているかどうか、不安がある。現在の所在は不明である。

(9) 注(1)の佐藤氏のリストに、米谷隆史氏所蔵として『万海節用字福蔵』(文化九)があげられている。

(10) 近世刊本付蔵蔵版目録中の節用集『東洋大学短期大学紀要』22(一九九〇・一二)

(11) 注(1)の佐藤氏のリストに、佐藤氏自身の所蔵として『新撰部分節用集』(宝曆九)があげられている。

(12) 注(9)参照。
以下、三都の本屋仲間の記録はつぎの文献による。

宗政五十緒・朝倉治彦編『京都書林仲間記録』全六巻(ゆまに書房、一九七七、一九八〇)

大阪府立中之島図書館編『大阪本屋仲間記録』全十八巻(清文堂、一九七五〜一九九三)

『江戸本屋出版記録』全三巻(ゆまに書房、一九八〇、一九八二)

(14) 古くは藤田稲城『京版書籍商史』(出版タイムス社、一九二八)の「大阪書籍商史」第十五章「節用集類」と大阪本屋仲間Vにこの問題がとりあげられ、近年では、佐藤賞裕氏が「近世節用集版権問題通覧」(『岐阜大学教育学部研究報告 人文科学』44・1(一九九五・七)、45・1(一九九六・一〇)、45・2(一九九七

・三)であつかっている。

(15) 拙稿「近世前期の節用集——四十七部非増補系諸本の系統関係」『日本語史の諸問題』(明治書院、一九九二)参照。

(16) 第四卷四九四ページなど。なお、同条は天保十年七月十日づけである。

(17) 拙稿「早引節用集の成立」『国文学研究』103(一九九四・六)参照。

(18) 注(10)の拙稿参照。
(19) 第四卷一八三ページ。なお、同条は天保三年八月五日づけである。

一 夏一紀 柱石 義將 脫港 日没 十六 卷日
 生 松原 一天 四海 怨陽 背玄 松例 每一 度
 育 美傳 生田 浦御 個波 岩後 臺生 皇孫 後石
 川 板敷 一谷 一口 生駒 山岩 石 卷六 十川
 一 洲 岩代 花街 小井 井石 橋 疾本 今宮 云可
 膽 吹岩 産温 泉陸 湯雷 稻妻 肆 磨石 僧 顯

本文1丁裏

增補 改正 早字節用集
 岩 懸池 源井 戸 依家 宅在 金堂 鳴香
 菴 院市 村場 井 井 依家 伊勢 伊豆 伊豫
 善 念 陸 船石 倉 香 玉 矣 不 爲 菴 産 田 倉 花 沙
 神 澤 面 陸 爲 湫 雨 降 叙 豊 市 場 曲 江 湯 離
 井 筒 巖 生 雲 石 見 因 嶋 和 泉 岩 城 出 石 稻 系

図版4『増補 早字節用集』 本文1丁表

漁 家 之 操 擇 跡 跡 之 疾 鳥 胎 白 水 奉 人
 寸 帳 寸 志 甘 汁 速 願 失 健 人 業 結 勝 刻 勤
 間 送 之 助 子 筋 目 素 孔 數 通 數 量 數 篇 數 並
 以 白 相 撲 御 法 極 操 人 妻 激 爲 券 人 繫 破 送
 救 人 口 也 凶 魚 少 携 杖 繼 隨 陶 器 定 長 級 子
 催 水 同 然 比 深 撰 進 捨 考 究 戲 博 助 裝

本文最終丁裏

伊 威 色 忌 禁 出 入 居 言 云 辨 結 錫 錫 射
 今 去 來 以 後 以 下 遠 傳 矣 依 之 味 香 意 地 固
 基 勇 健 軍 備 稅 安 積 核 何 孰 及 未 坐 當 否
 唯 爲 後 昇 譚 結 休 越 曰 出 代 履 生 厭 渣 之 苛
 氣 怒 呼 桃 繼 花 捨 眼 玉 玉 到 倫 水 動 燭 牌 吊
 急 生 之 斜 也 和 以 囉 大 印 可 傳 每 意 胡 當 之

本文6丁表